

議 題 2

第 5 次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画（熊本県消費者教育推進計画）の
令和 8 年度（2026 年度）の事業計画及び実施状況について

基本的方向性 1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進

1 県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化

(1) 専門性の向上

事業概要	課題	令和 8 年度の実施
○県消費生活センターの消費生活相談員を各種研修に参加させて、多種多様な消費生活相談への対応に必要な知識の習得と相談処理能力のレベルアップを図る。	○複雑・多様化する消費者問題に対応し、解決していくためには、消費生活センターの広域的、専門的な知識や技術の維持あるいは向上を図っていく必要がある。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの研修に相談員を参加させ、更なるスキルアップを図る。また、消費者からの相談件数が多く、問題解決のために専門的な知識が必要となるテーマや必要なスキルについて、内部研修を実施する。 ※国民生活センター等研修参加予定、センター例会での研修開催

(2) 関係機関と連携した専門的相談体制の確保

事業概要	課題	令和 8 年度の実施
○県弁護士会と定期的な勉強会を開催し、解決困難事例の解決方法や法解釈等について理解を深め、消費生活相談処理能力の向	○デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化しており、これらに対応し、解決してい	○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会を開催する。また、顧問弁護士及び専門相談アドバイザーに対して、関係法令

上を図る。また、市町村からの参加も可能とする。	くためには、消費生活センターの広域的、専門的な知識や技術の維持あるいは向上を図っていく必要がある。なお、県は市町村に対し技術的援助を行うとともに、市町村の消費生活相談についての支援も併せて行う必要がある。	の解釈等の高度な判断・助言を依頼する。
○熊本県弁護士会及び熊本県司法書士会と連携し、多重債務者等無料法律相談を実施する。	○多重債務をはじめとして、消費者問題を抱える人々は県内に数多く存在し、その内容も深刻である。	○多重債務者等無料法律相談を毎週水曜日に実施する。

(3) 消費者等に対する情報発信

事業概要	課題	令和8年度の実施
○消費者被害の未然防止と拡大防止のため、寄せられる相談の中から悪質商法の新たな手口や重大事故情報等について、県のホームページへの掲載や市町村等の関係機関に情報提供するなど、緊急かつタイムリーに県民に対して注意喚起を行う。	○デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。	○悪質商法の新たな手口や危害・危険に関する情報について、ホームページに掲載するとともに、報道機関・市町村等の関係機関へ情報提供し、被害の未然防止と拡大防止に向けた取り組みを行う。 ※消費者トラブル注意報、熊日くまもと消費者被害ゼロキャンペーン情報提供、市町村広報誌向け原稿提供。
○消費者被害や多重債務問題といった潜在的な相談を掘り起し、消費者被害への注意喚起を行うため、テレビ等の広報媒体を活用	○消費者被害の注意喚起は消費者庁、警察等と連携し、正確な情報を素早く広めることが求められている。	○広報課の広報媒体（広報テレビ・ラジオ等）を活用し、県民に対して消費者被害の注意喚起を行うとともに、連携協定企業の

用して消費者被害の注意、消費生活センターのPRを行う。		チラシ、ポスター等掲示、月間における庁内展示を行い消費者行政の普及啓発に努める。
-----------------------------	--	--

2 市町村における相談体制整備支援及び相談機能の強化支援

(1) 相談対応力の向上支援

事業概要	課題	令和8年度の実施
○市町村の消費生活相談窓口の機能強化のため、相談業務や職員の意識啓発に必要な研修会や情報交換会等を実施するとともに、市町村消費生活相談員や行政職員に対する受入及び訪問による指導を行う。日常的な助言、指導はオンラインも活用し、丁寧に行う。また、市町村が行うあっせんにおいて、求めに応じて立ち会う等の支援を行う。 ○市町村における多重債務相談実施を支援するため、市町村担当職員に対して多重債務に関する研修を行う。	○デジタル化の進展により、契約や決済手段等が多様化するのに伴い、消費生活相談が複雑・困難化している。 ○多重債務相談の拾い上げには、庁内連携が重要。 お金の悩み無料相談会について、相談会の開催実績が少なく多重債務者の掘り起こしにつながるような開催地を検討する必要がある一方で、相談者のアクセスの良いたちが望ましい。	○市町村巡回訪問・受入研修事業を実施し、県内市町村への県消費生活相談員による巡回訪問、市町村からの消費生活相談員及び行政職員の受入研修により、市町村窓口での相談機能を強化、相談対応力の向上を図る。※4月末に市町村に希望調査を発送し、3市から延べ10日間の受入研修の希望あり。7月末までに2市から4日間の研修を実施済み。 ○生活再生支援対策研修会を11月～12月に実施予定。 また、市町村の消費者行政担当職員・相談員が、お金の悩み無料相談会（年2回）に同席しての実地研修を熊本市及び八代市で実施予定。

(2) 市町村への技術的支援

事業概要	課題	令和8年度の実施
○市町村における消費者啓発・情報提供を支援するため、県民に必要な重大事故情報等、タイムリーな消費者被害情報を市町村に提供する。	○デジタル化の進展、悪質巧妙化する消費者被害の発生等、消費者問題は、複雑・多様化している。	○県民に必要な重大事故情報や消費者被害情報をタイムリーに市町村に提供する。(消費者トラブル注意報、国からの情報メール、景表法等の法執行措置情報等は随時提供) ○消費者被害情報に関する市町村広報誌向け原稿提供する。(毎月)

(3) 市町村における体制整備支援

事業概要	課題	令和8年度の実施
○単独では消費生活相談窓口の開設が困難な町村における相談体制を確立し、消費生活相談機能の向上を図るため、市町村間の広域連携推進に向けた取組を支援する。	○広域連携相談では、限られた人員でより広い地域の相談業務をカバーできるというメリットがあるが、一方で、連携の形式によっては、相談者が遠方に出向かなければならなくなるデメリット等もあり、地域の実情に応じた工夫が必要となる。	○県内で専門相談員を配置していない1村(産山村)の住民の消費生活相談対応への支援を県消費生活センターで行う。 ○今後、地方消費者行政強化交付金(相談員人件費等)の活用期限を迎える市町村や広域連携を行っている市町村を訪問し、現状確認と今後の方向性について協議し、必要な助言を行う。
○消費者被害を早期に発見し、被害拡大、未然防止を図る次世代の人材を育成するため、消費生活相談支援担い手養成講座を実施する。	○同規模他県より多くの相談件数に対応している状況に加え、相談員の平均年齢は約60歳と高齢化が進んでおり、次世代の相談員の育成が必要不可欠である。	○消費生活相談員担い手養成講座を実施(全5回、10:00~15:00) 第1回 6月 6日(土)、第2回 7月25日(土) 第3回 8月22日(土)、第4回 9月 5日(土) 第5回 9月19日(土)

3 デジタル化の進展に対応した消費生活相談の充実

(1) デジタル化の進展に対応した相談対応力の向上

事業概要	課題	令和8年度の実施
○SNSに関する相談に対応するため、県消費生活センターの相談員の専門性の向上を図るとともに、市町村に対して必要な知識や技術を共有する。	○SNSによる悪質商法の勧誘など、成年年齢引下げを契機として若年者の消費者トラブルの今後の増加が懸念される。	○国民生活センター等が開催する消費生活相談員向けの SNS に関する研修を相談員に受講させる。 ○県弁護士会と県及び市町村相談員による勉強会のテーマとして、第1回を7月、「通信契約問題」及び「個人情報共有問題」を設定し意見交換を実施済み。

(2) 新たな相談支援システムの移行支援

事業概要	課題	令和8年度の実施
○県内の消費生活センターが円滑に新システムへ移行できるよう、適宜情報提供する。	○9月14日～消費生活相談新システムに移行する。	○新システムに関する情報を適宜情報提供する。

4 配慮を要する消費者及び消費生活のグローバル化の進展への対応

事業概要	課題	令和8年度の実施
○地域における消費者被害の未然防止及び消費者被害の早期発見・救済のため、市町村の消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。 ○高齢者等の消費者被害の未然防止・早期	○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存のネットワークを活かして、実質的	○消費者安全確保地域協議会未設置市町村に働きかけを行い、体制構築に向けた課題やその解決に向けた協議を行い、体制構築の推進を図る。 ○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県

救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。 ○訪日外国人・在留外国人の増加が見込まれ、外国人が取引の当事者となる消費者トラブルも増加することが懸念されるため、県消費生活センターでは関係機関と連携して対応する。	な見守り活動を実現している市町村もあり、地域の実情に応じた支援を行う必要がある。 ○特に、在留外国人の方に消費者トラブルに関する相談窓口が認知されていない状況にあり、また、外国語に対応できる消費生活相談員がいない。	高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。 ○訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、必要に応じて、関係機関と連携して対応。
--	---	---

5 多重債務者に対する生活再生支援

(1) 庁内連携推進のための研修会の開催及び市町村庁内連携の推進

事業概要	課題	令和8年度の実施
○多重債務相談の掘り起こしを進めるため、多重債務問題に係る県多重債務者対策協議会メンバーとの協働により、職員研修への講師派遣、資料の提供等の庁内連携推進を支援する。 ○多重債務者対策の円滑な推進を図り、関	○多重債務対策を目的とした庁内連携会議等を持つ市町村は県内10市町村であり、依然としてその数は少ない。 ○消費者が多重債務状態に陥る要因として、	○市町村の庁内連携体制構築支援のため、必要に応じ市町村の研修に講師を派遣、情報提供等の支援を実施。 ○生活再生支援対策研修会を開催し、庁内連携体制構築の意義・方法等について講義を実施予定（11月開催予定） ○熊本県多重債務者対策協議会における取

係機関及び団体相互の連携を強化するため、熊本県多重債務者対策協議会及び専門部会を開催する。	スマートフォンによる簡易な借入の普及、副業サポートを持ちかけ高額借入をさせる悪質事業者の増加、物価高騰の影響を受けた借入などが挙げられ、県内の多重債務相談件数は高止まりの状況である。	組を実施。 ・協議会及び専門部会を開催し、関係各団体の取組状況等、情報交換を実施。 ・お金の悩み無料相談会の実施（年２回） ・多重債務相談窓口の周知等の啓発活動
---	---	---

（２）多重債務者等の生活再生支援の推進

事業概要	課題	令和８年度の取組
○債務整理後の生活再生に向けた家計診断・生活指導を行うとともに、必要に応じて、生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対する貸付を行うなど、債務整理から生活再生までの一貫した支援を、民間団体と連携して実施する。	○相談件数は依然として高止まりのため、事業継続が重要となる。	○消費者自立のための生活再生総合支援事業の重要性を認識し、以下の取組を継続して実施する。 ・生活再生相談、家計診断 ・個別要因に応じたトラブル解決支援 ・大規模災害被災者支援

基本的方向性２ 消費生活の安全・安心の確保

１ 生命・健康等の安全・安心の確保

（１）商品・サービスの安全性の確保

事業概要	課題	令和８年度の取組
○消費生活用製品の安全性の確保のため、事業者に対し立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	○一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者は製品の品質に関する表示を適正に行う必要がある。	○消費生活用製品を販売する事業者に対し立入検査（４店舗予定）を実施するとともに、ホームページ等を通して、啓発活動を行う。

(2) 食の安全・安心の確保

事業概要	課題	令和8年度の実施
○食の安全安心確保のため、食の安全に関する県の施策や関係団体の取組について、県のホームページ(食の安全安心ポータルサイト)等を活用し、県民へ積極的な情報提供を行う。	○食品の安全性に関する情報や県の施策等に関する情報については、正確で分かりやすく、迅速に提供するとともに積極的な情報提供が必要である。	○食品検査結果等、食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載する。(随時)

2 消費者取引の適正化

(1) 各種法令等に基づく不当な取引行為の防止

事業概要	課題	令和8年度の実施
○消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○悪質業者の迅速な情報収集、行政指導等による改善の徹底。	○悪質業者に対する問題点の改善要求等を実施し、市町村等の関係行政機関や県警に対する指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図る。
○悪質商法事犯等に対して、県内の消費生活センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、被害相談に的確に対応するとともに、法令を多角的に活用した取締りを推進する。	○高齢者だけに限らず、あらゆる世代を狙った悪質商法による被害が懸念されるとともに、悪質なリフォーム業者による点検商法などが社会問題となっている。	○特定商取引法違反等の悪質商法事犯取締り、悪質商法に対する相談への適切な対応、関係行政機関と連携した被害防止活動や防犯講話等の広報啓発を推進中

(2) 適格消費者団体との連携

事業概要	課題	令和8年度の実施計画
○消費者の利益の擁護を図るため、事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体の活動を支援する。	○適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するための差止請求権を行使できる団体にも関わらず、消費者、消費者行政担当者、事業者によく周知できていない現状がある。	○消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議・勉強会への参加及び情報提供等を実施する。 ○差止請求制度等の普及を目的としたセミナーを委託して実施する。 ○適格消費者団体が主催するシンポジウム等に参加する。 ○事業者の不当な取引行為に対する差止請求権の行使に必要な消費生活相談に関する情報を提供する。

3 適正な表示の確保

事業概要	課題	令和8年度の実施計画
○商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、消費者の利益を守るため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、行政処分及び行政指導を行う。	○悪質業者の迅速な情報収集、行政指導等による改善の徹底。	○商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引により、消費者が著しい不利益を受けた場合やその恐れがある場合は、調査等を行い、必要に応じて行政処分及び行政指導を行う。
○家庭用品の品質に関する表示の適正化の	○一般消費者が製品の品質を正しく認識	○家庭用品販売店への立入検査を県内各町

ため立入検査を実施するとともに、消費者、事業者に対し、啓発活動を行う。	し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者は家庭用品の品質に関する表示を適正に行う必要がある。	村とともに実施するとともに、ホームページや報道機関を通して消費者に対する啓発を行う。
-------------------------------------	---	--

4 生活関連物資等の安定確保

事業概要	課題	令和8年度の実施
○生活関連物資等の安定確保のため、商品等の需給及び価格の動向について必要な調査や情報収集を行う。	○物価高騰に便乗した詐欺や悪質商法が発生する可能性がある。	○必要に応じて生活関連物資等の価格調査や情報収集、県民への注意喚起を行う。

5 災害時等における消費生活の安心の確保

事業概要	課題	令和8年度の実施
○自然災害による被災を含む消費生活上の様々な課題を抱える方々の生活再生のため、相談を受け、多様なメニューを活用し、相談者が自立的な生活を送るための支援を行う。 ○被災の状況に応じた相談体制の確保、県民への注意喚起を行う。 ○緊急時の市町村消費相談窓口の機能を補完する。	○令和8年熊本地震の発災を受け、被災状況や相談内容に応じ、必要な措置を講じる必要がある。	○「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業として生活再生相談、家計診断、個別要因に応じたトラブル解決支援、大規模自然災害被災者支援を実施。 ○消費者トラブルの被害を未然に防ぐため、周知啓発チラシの配布や県ホームページへの掲載を実施。 ○被災した市町村（宇土市、宇城市、美里町、上益城郡5町）の消費生活相談窓口の機能を県センターで補完した。

○県と熊本県生活協同組合連合会とが締結した基本協定に基づき、災害時に救援物資の調達と生活関連物資の調達及び安定供給を行う。		○熊本県災害救助法に係る連絡調整会議に県生活協同組合連合会とともに出席し、災害時の資源配分計画等の情報共有を実施(6/3)。 令和8年熊本地震について基本協定に基づき、物資調達の依頼を実施。
--	--	---

基本的方向性3 消費者教育の推進

1 ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

(1) 学校等における消費者教育の推進

事業概要	課題	令和8年度の実施
○教育活動の全体を通じて、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた消費者教育の実施又は実施のための支援を行う。また、消費者教育の現状について理解を深め、消費者教育の充実を図り、授業に活動できる環境を整えるため、消費者教育に関する情報や実践事例を提供する。	○（高等学校期） これまで同様、消費者トラブルや相談内容の多様化に伴い、より専門分野の方からの情報やアドバイスが必要であり、取り組みを継続させることが課題である。 ○（義務教育期） 消費者に関する教育については、教科等横断的な教育内容であるため、各教科等の関連を意識して、消費者教育を推進する必要がある。また、各教科等における教育活動の中で、消費生活に係る基礎的な知識を定	○（高等学校期） 消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等の情報提供を行う。また、金融経済教育推進機構（J-FLEC）にて作成した学習指導案等の活用について周知する。 「ALL 熊本 金融経済教育プロジェクト」の出前講座の活用について周知し、取組実践についても紹介していく。 ○（義務教育期） 教科等指導主事研修会等において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料配付等

○金融トラブルの未然防止を図るため、関係団体と連携し、若者等を対象とした金融リテラシー向上のための出前講座を実施する。	着させたり、実践につなげたりするために、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善や研修等の充実を図る必要がある。 ○（特別支援学校） 学校からは、課金やスマホに依存する事案や SNS 内のトラブルについての事案が挙がってきており、対応に追われている現状があった。 ○20代からの多重債務に関する相談が多いことから、若者に対する金融リテラシー向上のための教育推進が課題となっている。	の情報提供を行う。また、金融経済教育推進機構（J-FLEC）にて作成した学習指導案等の活用について周知する。 ○（特別支援学校） 全校で実施（社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳など） ○金融リテラシー向上のための家計管理や生活設計、多重債務対策などの消費生活分野について、出前講座を実施する。
--	--	--

（２）職域、地域社会における消費者教育の推進

事業概要	課題	令和８年度の取組
○消費者被害の未然防止と消費者の自立の支援及び金融教育の推進のため、市町村、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する講座を行う。 ○県民が消費生活への関心を持つきっかけとするため、「消費者月間」の５月に、相談会、相談窓口等の広報・啓発等を集中的	○消費者被害の防止やトラブルの早期解決、多重債務問題の改善を図るためには、住民に身近な市町村等における「消費者相談体制の強化」や「消費者被害防止の取組強化」、「多重債務者相談への対応充実」が必要である。 ○消費者トラブルに遭った時に、どこに相談すればいいのかわからない等の理由から相談まで行きつかない消費者がいることか	○市町村、事業所、大学等に出向いて消費生活に関する情報提供や講座を行う。 ○各種広報・啓発活動を実施 ・テレビ、ラジオ等にて、広報活動を実施 ・下通アーケード内にて街頭キャンペーン

に実施する。	ら、相談窓口の周知が依然として課題。	(5/9) ・パネル展の実施（県庁地下展示スペース、 熊本県立図書館 1 階ギャラリー展示場） ・令和 7 年度消費者相談概要等の報道機関 への情報提供 ・県内一斉消費者トラブル相談(5/29)
--------	--------------------	--

2 消費者教育の連携と人材育成

(1) 多様な主体との連携促進

事業概要	課題	令和 8 年度の実施
○消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、県ホームページ等で主催事業に参加を周知し、消費者への啓発活動等について支援する。	○消費者教育の推進のため、引き続き、消費者団体との連携のもと講演会等を実施する必要がある。	○消費者団体等と共催で、11 月に講演会及び消費者発表大会を開催する。
○市町村消費者行政担当職員・消費生活相談員に対して、消費者行政・相談窓口対応業務の基本的な知識、及び応用的な事項について研修を行う。	○県内の小規模な市町村等においては、消費者行政担当職員が 1 名のみで、さらに他の業務を複数兼務していることも多いと認識しており、県によるサポートが必須と考える。	○市町村の消費者行政担当職員を対象とした研修をオンラインで実施（5/22）。 ○消費者行政担当職員及び消費生活相談員を対象とした研修を実施（10 月開催予定）

(2) 消費者教育の担い手育成

事業概要	課題	令和 8 年度の実施
○教員に対して、学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報を提供する。	○在学中のみならず卒業後において、ネット課金やスマホへの依存傾向、SNS 等に起因する消費者トラブルに巻き込まれる事案	○子供たちが消費者トラブルに遭遇した際の具体的な対処方法や相談窓口の活用について学べるよう、有益な学習プログラム等

	が散見される。	の情報を適宜提供する。特に、卒業後の自立を見据え、外部の専門的な知見も取り入れた実践的な資質・能力を養うための情報提供に努める。
--	---------	--

3 地域における高齢者・障がい者等の見守り活動を担う人材育成の支援

事業概要	課題	令和8年度の実施
○高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済を図るため、市町村における見守りネットワーク体制の構築を支援する。	○消費者安全法に基づく見守りネットワークを設置している県内市町村数は6市町村であり、県内の見守り体制構築は未だ道半ばであるが、一方で、法定協議会ではないものの、既存の福祉等のネットワークを活かして、実質的な見守り活動を実現している市町村もある。	○高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ消費者被害に関する情報提供を行う。 ○熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催し、各市町村、関係団体に最新の消費者被害や悪質商法などに関する情報提供や意見交換を行う。

4 持続可能な社会の実現に向けた取組の推進

(1) 食品ロス削減に係る取組の推進

事業概要	課題	令和8年度の実施
○令和8年3月に改定した県第2次計画に基づき、消費者等の行動変容につながる4つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として重点的に推進する。	○令和7年度県民アンケートの結果では食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合が4.2%で目標の10%以下に届いた。県第2次計画では、前年度比増加で目標を再設定。「意識浸透」、「行動の実践」、「県民総参加の取組」が必要。	○モニターを募集する「食ロスチェック」(8~9月)を実施予定としていたが、令和8年熊本地震の影響により中止。対応策としてモニター応募者へ食ロスチェックダイアリー様式と昨年度の「食ロスチェック」事業実施結果を送付。

○食品廃棄物の減量化に向け、「くまもと食べきり運動」など、県民・事業者・行政が連携した取組を展開する。	○取組み開始当初は年間の登録店舗数が100店舗を超える年度もあったが、近年は2桁台で推移しており、登録数が伸び悩んでいる。	○事業所を対象とした「フードドライブ」（9月又は10月）を実施予定としていたが、令和8年熊本地震の影響により延期。 ○食品ロス削減月間（10月）を中心にテレビ、SNS等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施予定。 ○くまもと食べきり運動の1つとして「九州食べきり協力店」の周知及び登録店舗の拡大を行う。 ○(株)肥後銀行において、5/15～9/30の期間中、「九州食べきり協力店」または熊本市の「食品ロスゼロ協力店」の登録事業者を対象に、『かせする』の販売手数料を割引するキャンペーンを実施。
--	--	--

（2）エシカル消費の普及啓発に係る取組の推進

事業概要	課題	令和8年度取組
○「エシカル消費」の周知に向け、消費者教育コーディネーターが作成した教材の活用、学校訪問等でエシカル消費講座の案内を行うなどにより、その普及啓発を推進する。	○消費者庁の2025年度の調査では、「エシカル消費」という言葉を知っていたのは27.1%とまだまだ低いのが現状。10代の割合は34.6%と年代別でみると最も高いが、50%には届いていない。	○消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、普及啓発を行う。

(3) 環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進

事業概要	課題	令和8年度取組
○食品ロス削減に係る基本的な事項について記載した消費者教材を作成し、県内高等学校等を対象に、消費者教育コーディネーターによる出前講座を実施する。	○食品ロス削減の講座申込件数が伸び悩んでいる。	○消費者教育コーディネーターが作成した教材やチラシ等により、希望する高等学校等を対象に出前講座を行う。

基本的方向性4 消費者行政を推進するための連携体制の強化

事業概要	課題	令和8年度取組
○消費者の意見を反映し、消費者の利益の擁護を図り、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議するため、消費生活審議会を開催する。	○新たに策定した第5次消費者基本計画策定の推進に向けて、消費者を取り巻く環境変化や国・県の取組状況等を踏まえ、審議いただく必要がある。	○第5次消費者基本計画に掲げる施策・事業の実施状況について協議するため、消費生活審議会を開催（8/21）。
○消費者被害の未然防止、拡大防止のため、事業者・事業者団体に対して改善要求等を行うとともに、国、警察等の関係行政機関に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を行う。	○複雑・多様化する消費者問題への対応と関係行政機関との連携強化。	○不当な取引行為を行う事業者に対する調査等を行い、必要に応じて適切な行政処分及び行政指導を行う。 ○悪質事業者の情報を国、警察等の関係行政機関に提供する。